第百条の十第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第三十二号の三に掲げる事務は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

第百条の十第一項第十号中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項及び第三項」に改め、同項第三十二号の二の次に次の一号を加える。

三十二の三　第百条の三第三項の厚生年金保険に関する事業状況の把握に係る事務

第百二条第四号を削り、同条に次の一項を加える。

２　適用事業所等の事業主が、正当な理由がなくて、第百条第一項の規定に違反して、文書その他の物件を提出せず、又は当該職員（第百条の八第二項において読み替えて適用される第百条第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。）の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百三条中「事業主」を「適用事業所等の事業主」に改める。

第百三条の二中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

附則第四条の二中「第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、被保険者」を「第二号厚生年金被保険者」に改め、同条に次の一項を加える。

２　地方公務員等共済組合法第七十四条第二項の規定により同法による長期給付に関する規定の適用を受けない同項に規定する職員は、第三号厚生年金被保険者としない。

附則第四条の五第一項中「第百二条」を「第百二条第一項」に改める。

附則第七条の三第五項中「、第四十三条第二項の規定にかかわらず」を削り、同条第六項中「第四十三条第三項」を「又は第三項」に、「第四十三条第三項の」を「第四十三条第二項若しくは第三項の」に改める。

附則第七条の五第一項各号中「とき。」を「とき」に改める。

附則第七条の六第一項中「第四十三条第三項又は」を「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第二項若しくは第三項又は」に改め、同条第五項各号中「とき。」を「とき」に改める。

附則第九条中「第四十四条」を「第四十三条第二項及び第四十四条」に改める。

附則第九条の二第三項中「（その権利を取得した当時」とあるのは「」の下に「受給権者から」を、「当該請求があつた当時」とあるのは「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と」を加え、「当時」とあるのは「附則第九条の二第一項の請求があつた当時」を「当時胎児」とあるのは「受給権者から附則第九条の二第一項の請求があつた当時胎児」と、「、受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「、受給権者から同条第一項の請求があつた当時」に改める。

附則第九条の三第二項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に、「附則第九条の三第一項」を「附則第九条及び第九条の三第一項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同条第四項中「受給権者が」を削り、「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に、「附則第九条の三第三項に」を「附則第九条及び第九条の三第三項に」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

附則第九条の四第三項中「第四十四条第一項中」の下に「「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と」を加え、同条第五項中「受給権者が」を削り、「当該一月を経過した当時」と」の下に「「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と」を加える。

附則第十一条第一項中「第五項」を「次項」に、「支給停止調整開始額を超える」を「第四十六条第三項に規定する支給停止調整額（以下「支給停止調整額」という。）を超える」に、「次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額」を「総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額」に改め、同項ただし書中「、当該各号に掲げる場合において」を削り、同条第二項とする。

附則第十一条の二第一項中「前条第二項に規定する支給停止調整開始額（以下「支給停止調整開始額」という。）」を「支給停止調整額」に改め、同条第二項中「支給停止調整開始額を超える」を「支給停止調整額を超える」に、「次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ基本支給停止額と当該各号に定める額」を「基本支給停止額と総報酬月額相当額及び基本月額の合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額」に改め、同項ただし書中「、当該各号に掲げる場合において」を削り、同項各号を削る。

附則第十一条の三第一項中「支給停止調整開始額を超える」を「支給停止調整額を超える」に、「次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額」を「総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額」に改め、同項ただし書中「、当該各号に掲げる場合において」を削り、同項各号を削る。

附則第十一条の六第一項各号及び第十三条第四項各号中「とき。」を「とき」に改める。

附則第十三条の四第五項及び第六項中「、第四十三条第二項の規定にかかわらず」を削り、同条第七項中「第四十三条第三項」を「又は第三項」に、「「第四十三条第三項又は」を「若しくは第三項又は」に、「第四十三条第三項の」を「第四十三条第二項若しくは第三項の」に改める。

附則第十三条の六第一項中「支給停止調整開始額を超える」を「支給停止調整額を超える」に、「次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額」を「総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額」に改め、同項ただし書中「、当該各号に掲げる場合において」を削り、同項各号を削り、同条第四項各号中「とき。」を「とき」に改める。

附則第十三条の七第一項中「第四十三条第三項又は」を「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第二項若しくは第三項又は」に改め、同条第五項各号中「とき。」を「とき」に改める。

附則第十五条の二中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項及び第三項」に、「同項中「受給権者」とあるのは」を「同条第二項中「受給権者」とあるのは「受給権者（附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、六十五歳に達しているものに限る。）」と、同条第三項中「受給権者」とあるのは」に改める。

附則第十六条第一項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、「とあるのは「」の下に「受給権者から」を加え、同条第二項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、「受給権者が」を削り、「当時」を「当時胎児」と、「その権利を取得した当時その者」とあるのは「同条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続きその者」に改め、同条第三項中「受給権者が」を削り、「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改める。

附則第十七条の十一中「「第四十三条第一項」とあるのは「第四十三条第一項及び第二項」と」を削り、「又は」とあるのは「又は」とあるのは、」に改める。

附則第二十条第二項中「基づく老齢厚生年金」と」の下に「、控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と」を加え、「、同項第一号及び第二号中「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と」を削る。